

令和4年6月10日

各県立学校長 殿

保健体育課長

夏季における児童生徒のマスクの着用について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から依頼があり、「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」（令和4年5月24日付け事務連絡）において示された「マスクの着用が不要な場面及びそれに際した留意事項」について、最近の熱中症事案等を踏まえて再周知されました。

については、各学校において、熱中症が命に関わる重大な問題であることを認識した上で、児童生徒に対してその危険性を適切に指導するとともに、保護者等に対しても理解・協力を求めることなどを、貴校の関係職員へ周知してください。

なお、基本的な感染対策として、引き続き、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2022.4.1 Ver.8）」に基づき、地域の実情に応じて、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等を徹底してください。

連絡先

担 当：保健体育課健康教育係 基永

電 話：099-286-5318

FAX：099-286-5671

「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」（令和4年5月24日付け事務連絡）においてお示した「マスクの着用が不要な場面及びそれに際した留意事項」について、最近の熱中症事案等を踏まえて再周知いたします。



事務連絡  
令和4年6月10日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

#### 夏季における児童生徒のマスクの着用について

夏季における児童生徒のマスクの着用については、令和4年5月24日付けの事務連絡（以下「前回事務連絡」という。）により留意事項等をお知らせし、その考え方の理解促進に向けて厚生労働省と協力してリーフレットを作成するとともに、Q&Aを文部科学省HPに掲載する等を行っているところです。

一方で、最近、熱中症により多くの生徒が救急搬送される事案が複数件確認されており、今後更に気温や湿度、暑さ指数が高くなることを見込まれる中で非常に憂慮すべき事態となっております。

このため、これらの事案や関連する指摘等を踏まえ、特に熱中症のリスクが高くなる夏季におけるマスクの着用の考え方について、改めてお知らせしますので、これらを参考に各地域や学校における対応方針を再確認いただくようお願いいたします。

#### 記

- 基本的な感染対策として、引き続き、地域の实情に応じて、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等を徹底していく必要があります。

- 併せて、気温・湿度や暑さ指数が高くなる中で児童生徒がマスクを着用することで、熱中症のリスクが更に高まるおそれがあることから、マスクの着用が不要な場面及びそれに際した留意事項について前回事務連絡で示したところであり、そのポイントは以下のとおりとなりますので、改めて御確認の上、適切に御対応ください。
- ・ 各学校においては、熱中症が命に関わる重大な問題であることを認識した上で、リーフレット等も活用しながら、児童生徒に対してその危険性を適切に指導するとともに、保護者等に対しても理解・協力を求めること
  - ・ マスクの着用が不要な場面の例として、体育の授業、運動部活動の活動中、登下校時を取り上げており、これらの場面においては、特に熱中症のリスクが高いことが想定されることから、熱中症対策を優先し、児童生徒に対してマスクを外すよう指導すること
  - ・ その上で、できるだけ距離を空ける、近距離での会話を控えるといったことをはじめ、屋内の体育館等の場合には常時換気など換気を徹底する、運動部活動については各競技団体が作成するガイドライン等を踏まえた取組を行うなどの工夫を検討し、必要な対応を取ること
- なお、様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒に対しても適切な配慮が必要となりますが、その場合にも、熱中症対策を適切に講じることが不可欠となります。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、本件を周知されるようお願いいたします。

#### 【参考資料】

- ・ 「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」（令和4年5月24日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）  
[https://www.mext.go.jp/content/20220525-mxt\\_kouhou01-000004520\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220525-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf)
- ・ 「マスクの着用に関するリーフレットについて」（令和4年5月25日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）  
[https://www.mext.go.jp/content/20220525-mxt\\_kouhou01-000004520\\_02.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220525-mxt_kouhou01-000004520_02.pdf)

<本件連絡先>  
文部科学省:03-5253-4111(代表)  
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)